

## 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という。)に基づき全国一律の規制が行われているが、本県では、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、法の規制対象以外の事業場を対象に独自の規制基準等を設定し、排出水の濃度規制や地下浸透規制を行っているところである。

本年5月、水質汚濁防止法施行令等が一部改正され、法による排水及び地下浸透規制の対象である有害物質に1,4-ジオキサン等が追加されたことから、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正し、同規則による1,4-ジオキサンの排水基準の設定等を検討している。

## 1 国(環境省)の動向

平成21年11月30日に人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、公共用水域において1,4-ジオキサン1項目、地下水において塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの3項目が追加され、これらの項目について、水質環境基準及び地下水環境基準が設定された。

[新たに追加された項目]

	項目名	基準値
公共用水域	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
地下水	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン*	0.04 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1,2-ジクロロエチレン：シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

これを踏まえ、水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について、平成24年5月に水質汚濁防止法施行令、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令が一部改正された。

[水質汚濁防止法施行令等の改正の概要]

- ① 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(以下「有害物質」という。)に塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの追加
- ② 1,4-ジオキサンの排水基準を定める(経過措置有り)
- ③ 特定施設として、1,4-ジオキサンを排出する施設の追加
- ④ 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの地下水の浄化基準を設定

## 2 本県の状況

### (1) 公共用水域

本県において、平成 22 年度から平成 23 年度に実施した公共用水域の水質調査の結果、1,4-ジオキサンは環境基準の超過はない。

表 1 公共用水域調査結果(H22～23)

項目	年度	測定地点数	検出範囲 (mg/L)	基準値超過 地点数
1,4-ジオキサン	H22	23	<0.005	0
	H23	46	<0.005	0

### (2) 地下水

本県において、平成 22 年度から平成 23 年度に実施した地下水の水質調査の結果、3 項目とも環境基準の超過はない。

表 2 地下水調査結果(H22～23)

項目	年度	測定地点数	検出範囲 (mg/L)	基準値超過 地点数
塩化ビニルモノマー	H22	14	<0.0002	0
	H23	32	<0.0002	0
1,2-ジクロロエチレン	H22	15	<0.004	0
	H23	14	<0.004	0
1,4-ジオキサン	H22	13	<0.005	0
	H23	13	<0.005	0

### (3) 排出状況

今回追加された 3 物質の環境への排出が見込まれる事業所は、PRTR法に基づく届出より以下のとおりである。(平成 22 年度のデータ)

① 1,4-ジオキサン

1 事業者から届出あり。

② 塩化ビニルモノマー

届出事業者なし。

③ 1,2-ジクロロエチレン

26 事業者から届出あり。(いずれもシス-1,2-ジクロロエチレン)

### 3 本県条例における排水規制等の考え方

#### (1) 本県条例における排水規制等の現状及び汚水等有害物質の追加

香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号)で定める汚水等排出施設を設置する事業場(以下、「汚水等排出事業場」という。)に対して、同条例により、人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質(以下、「汚水等有害物質」という。)を定め、排水基準を設定するとともに地下への浸透を規制している。

汚水等有害物質については、水濁法と同じ項目ごとに同じ許容限度を設定していることから、今回水濁法の有害物質に追加となった3項目を汚水等有害物質に追加し、1,4-ジオキサンについては、排水基準を設定して排水規制を行い、3項目を汚水等排出事業場に対する地下浸透規制の対象とすることが適当であると考えます。

#### (2) 排水基準

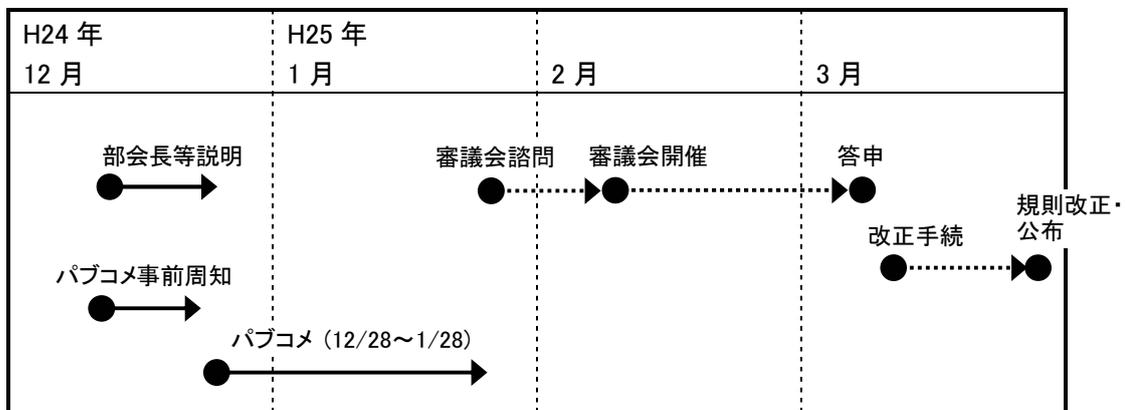
本県では前述のとおり、県内の公共用水域において1,4-ジオキサンは環境基準を満足しており、水濁法の排水基準値を強化する必要はないと考えられるため、水濁法と同等の排水基準値を適用させることが適当であると考えます。また、経過措置についても水濁法を準用し、6月間は1,4-ジオキサンに係る排水基準を適用しない措置を講ずることとする。

### 4 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正について

3に示す考え方により、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和49年香川県規則第42号)を新旧対照表(別添資料)のとおり改正する。

また、水濁法及び大気汚染防止法の改正により、同規則中の法文引用部分に条ずれ等を生じているため、それらも併せて改正する。

### 5 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正のスケジュール



## 1 環境基準の適用等に当たった考え方

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第2次答申)(平成21年9月:中央環境審議会)から抜粋。

### ① 1,4-ジオキサン

公共用水域及び地下水において、要監視項目としての指針値超過事例が平成16年度以降毎年あり、当該物質は、一度排出されると大気への揮発や水環境中での分解による濃度低減を生じにくい特性であることから、水環境基準及び地下水環境基準項目に追加された。

### ② 塩化ビニルモノマー及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

公共用水域での継続的な指針値超過は見られないことから、公共用水域に関しては引き続き要監視項目とされ、検出状況の把握に努めることとされた。

地下水については、指針値の超過事例が平成16年度以降毎年数十箇所あり、これらのほとんどが、嫌気性条件下でのトリクロロエチレン等の分解により生成したと考えられ、当該2物質による地下水汚染がさらにあるのではないかと懸念されることから、地下水環境基準項目とされた。

## 2 物質に関する情報

化学物質名	物質の特性
塩化ビニルモノマー	主に化学工業等においてポリ塩化ビニルやポリ塩化ビニリデン等の合成樹脂の原料として使用されている。 人に対する発がん性が指摘されている。
トランス-1,2-ジクロロエチレン	主に化学工業において染料や香料の製造溶剤等として使用されていた。現在は、クロロエチレン等製造時の副生成物として生成されている。 吸入による、眩暈、吐き気等の人への健康影響が確認されている。
1,4-ジオキサン	主に化学工業等において有機化合物を製造する際の反応溶剤として使用されている。 人に対する発がん性が指摘されている。

[出典] 化学物質ファクトシート (2012年版:環境省)

化学物質の環境リスク評価 第4巻 (平成17年10月:環境リスク評価室)

## 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(汚水等有害物質)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>1, 2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p><u>(27) 塩化ビニルモノマー</u></p> <p><u>(28) 1, 4-ジオキサン</u></p> <p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）<u>第3条第4項</u>、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(汚水等有害物質)</p> <p>第7条 条例第2条第8項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）<u>第3条第3項</u>、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 略</p>

別表第6（第13条、第19条関係）

略
備考 略
(1) 略
(2) 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762-1から8762-4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

別表第10（第23条関係）

略	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略
<u>1, 4-ジオキサン</u>	<u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u>
備考 略	

別表第6（第13条、第19条関係）

略
備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第13条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。
(1) 略
(2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

別表第10（第23条関係）

略	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略
備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 1, 4-ジオキサンについての改正後の規則第23条に規定する排水基準に関する香川県生活環境の保全に関する条例第30条第1項の規定は、この規則の施行の際現に汚水等排出施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。